

東海市財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月18日

東海市長 花田勝重

東海市規則第36号

東海市財産管理規則の一部を改正する規則

東海市財産管理規則（昭和44年東海市規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「3万円」を「5万円」に、「ほ乳類」を「哺乳類」に、「愛がん用」を「愛玩用」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の東海市財産管理規則別表第3の規定により備品として区分をされている物品（公印類を除く。）のうち取得価格（取得価格不明のものは、見積価格）5万円未満のものの区分は、同表の規定にかかわらず、消耗品とする。
- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。